

## 自主運行バス広告掲載に関する運用基準

平成 22 年 2 月 5 日制定

(趣旨)

第 1 この運用基準は、焼津市広告掲載要綱（平成 22 年焼津市告示第 24 号。以下「要綱」という。）第 12 条に基づき、自主運行バス広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告の基準)

第 2 自主運行バスに掲載する広告は、要綱第 3 条各号のいずれにも該当しないものとする。

(広告の規格、位置及び掲載料)

第 3 広告の規格及び位置等は、次のとおりとする。

広告媒体	位置	規格	掲載料
車内側面掲示板	車内側面上部	縦 365 mm×横 515 mm	500 円/2 週間
運転席後部掲示板	運転席後部	縦 365 mm×横 515 mm	2,500 円/1 月
車内放送広告	バス停間の車内放送	35 字以内	50,000 円/1 年
時刻表	時刻表地図掲載面	縦 80 mm×横 60 mm	35,000 円/1 回
車体後部表示板	車体後部	縦 450 mm×横 1200 mm	10,000 円/1 月 100,000 円/1 年

(掲載料の減免)

第 4 市長は、国又は地方公共団体が行う広告については、掲載料を減額し、又は免除することができる。

(募集方法)

第 5 広告の募集は、広報やいづ、焼津市ホームページ等により公募で行うものとする。ただし、車内側面掲示板、運転席後部掲示板及び車体後部表示板は随時募集できるものとする。

(掲載の申込み)

第 6 広告の掲載を希望する者は、自主運行バス広告掲載申込書（第 1 号様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告の申込基準)

第 7 広告掲載申し込みができる者は焼津市の税を滞納していない者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。広告掲載中であっても該当するに至った場合は同様とする。

- (1) 暴力団または暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの

- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
  - (4) 消費者金融・高利貸しに係るもの
  - (5) たばこやギャンブルに係るもの等青少年の健全育成に反するもの（宝くじに係るものは除く）
  - (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
  - (7) 興信所・探偵事務所
  - (8) 民事再生法または会社更生法による再生又は更生手続き中のもの
  - (9) 市の指名停止措置を受けているもの又は市の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る）を受けているもの
- 2 広告掲載を希望する者は、各種法令等に違反し、若しくは疑いを持たれてはならない。
- 3 広告掲載を希望する者は、公の秩序、若しくは善良の風俗に反するもの又はその疑いを持たれてはならない。

（選定方法）

第8 掲載広告の選定方法は、焼津市広告掲載審査委員会の審査を経た上で決定するものとする。また、応募件数が募集件数を超えたときは、市内事業者を優先し、さらに超える場合は、抽選により決定するものとする。ただし、車内側面掲示板及び運転席後部掲示板は道路課にて決定できるものとする。

（広告掲載の決定）

第9 市長は、申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、自主運行バス広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（掲載の実施の手続等）

第10 広告掲載の決定を受けた者は、自主運行バス広告掲載決定通知書に記載された納付期限までに掲載料を納入し、掲載する広告を市長に提出しなければならない。市長は内容確認の上、提出された広告により、掲載することとする。ただし、車体後部表示板の掲載及び撤去については、別途協議し決定することとする。その他手続等については、要綱第6条のとおりとする。

（補則）

第11 その他広告の掲載に関し、疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。

附 則

この運用基準は平成26年5月1日から施行する。

附 則

この運用基準は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は平成 30 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この運用基準は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

自主運行バス広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_ ⑩

申込者 電話番号 \_\_\_\_\_

FAX番号 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

焼津市広告掲載要綱第6条の規定に基づき、原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。  
なお、申込みに当たっては、焼津市広告掲載要綱を遵守します。

記

1 広告媒体

広告	応募枠	計	掲載料
車内側面掲示板	枠 × 台	枠	500円/2週間
運転席後部掲示板	1枠 × 台	枠	2,500円/1月
車内放送広告	区間	区間	50,000円/1年
時刻表	枠	枠	35,000円/1回
車体後部表示板	1枠 × 台	枠	<input type="checkbox"/> 10,000円/1月 <input type="checkbox"/> 100,000円/1年

2 広告内容

添付原稿のとおり

3 広告掲載料

\_\_\_\_\_円

4 広告掲載期間

年 月 日 ~ 年 月 日

(自主運行バス車内放送広告用)

自主運行バス広告掲載申込書添付資料

年 月 日

住所(所在地) \_\_\_\_\_  
氏名(名称) \_\_\_\_\_ 印  
申込者 電話番号 \_\_\_\_\_  
FAX番号 \_\_\_\_\_  
担当者氏名 \_\_\_\_\_

車内放送広告(掲載料: 50,000円/1年)

最寄バス停 \_\_\_\_\_ バス停

放送区間は、最寄バス停の前後となります。


上記マスが 35 字となります。(句読点は、1 文字とはなりません。)

放送内容を「ひらがな」でお書きください。

第2号様式

自主運行バス広告掲載決定通知書

年 月 日

様

焼津市長 印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 決定区分  掲載する  
 掲載しない  
理由
- 2 広告媒体
- 3 広告内容
- 4 広告掲載料 金 円
- 5 納付期限 年 月 日
- 6 その他（条件）